

亀山市告示第37号

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月18日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症対策事業を実施する民間保育所等に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、民間保育所等における安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「新型コロナウイルス感染症対策事業」とは、保育環境改善等事業実施要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第3項第2号の④に掲げる安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から行うものをいう。

2 この告示において「民間保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設のうち、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）以外の者が市内に設置したものをいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金は、亀山市民間保育所等新

型コロナウイルス感染症対策事業補助金（以下「補助金」という。）  
という。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、新型コロナウイルス感染症対策事業を実施する民間保育所等とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、新型コロナウイルス感染症対策事業に要した費用（令和2年1月16日以後に契約し、又は発注した安全対策に係るものに限る。）の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額（50万円を超える場合は、50万円）を限度として、予算の範囲内において市長が定める。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和元年度分の補助金の交付から適用する。